

平成26年9月
東京税関業務部

関係各位

輸入公表の一部改正について

今般、輸入貿易管理令第3条第1項の規定に基づく輸入公表「二の表第2の1」、「三の7の(6)及び(7)並びに8の(2)」、及び「三の9の(2)」の一部が以下のとおり改正されましたのでお知らせいたします。（公布：平成26年9月12日）

【改正の概要】

1. ワシントン条約に追加されるサメ類5種を留保するに当たって適用除外規定に追加
2013年3月のワシントン条約第16回締約国会合において、附属書の改訂が行われ、サメ類5種（ヨゴレ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、ニシネズミザメ）が附属書Ⅱに掲載され、本年9月14日をもって発効することが決議されたところ、我が国では、昨年6月に留保を付すこととした。（ただし、これらのサメ類の輸出に当たっては、輸入国側の流通の混乱を防ぐ観点から、ワシントン条約輸出許可の手続きは適用する。）

留保を付したサメ類5種について、輸入に係る手続きの対象外とする必要性から輸入公表の一部を改正し、附属書Ⅱの取り扱いに関する各除外規定に当該サメ5種を追加し、掲載順が修正された。

2. ICCATの加盟国の追加

本年2月に「大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約（ICCAT）」へ新たにリベリアが加盟国となったことを受け、輸入公表三の9の(2)にリベリアを追加し、2号承認対象国から除外（通関時確認対象国に移行）、掲載順が修正された。

【施行日】平成26年9月14日

- 添付資料：（別添1）新旧対照表（抜粋）
（別添2）官報第6374号（抜粋）

【問合せ先】東京税関業務部通関総括第2部門
(電話：03-3599-6338)

新旧对照表

○輸入割当を受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他の貨物の輸入について必要な事項の公示
(昭和四十一年通商産業省告示第百七十号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>一 輸入貿易管理令(以下「令」といふ。)第四条第一項第一号の規定による輸入の承認(全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「一号承認」という。)を受けるべき場合は、次の表の第1に掲げる貨物及び同表の第2に掲げる貨物を輸入するものとする。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 ワシントン条約動植物及びその派生物、モントリオール議定書附属書に定める物質及び製品並びに化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に定める第一種指定物質等</p> <p>1 三の9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く國又は地域を原産地又は船積地域とする絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(以下「ワシントン条約」という。)附属書IIに掲げる種に属する動物(第1の表中三の9の(1)に掲げる国を除く國又は地域の項に掲げるもの並びにヨゴレ、アカシュモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。)又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物(卵、種子、球根、果実(果皮を含む。)、はく製又は加工品をいう。以下同じ。)(植物の個体の一部及び派生物にあっては、附属書IIにより特定されるものに限る。)並びに三の9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く國又は</p>	<p>一 輸入貿易管理令(以下「令」といふ。)第四条第一項第一号の規定による輸入の承認(全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「一号承認」という。)を受けるべき場合は、次の表の第1に掲げる貨物及び同表の第2に掲げる貨物を輸入するものとする。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 ワシントン条約動植物及びその派生物、モントリオール議定書附属書に定める物質及び製品並びに化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に定める第一種指定物質等</p> <p>1 三の9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く國又は地域を原産地又は船積地域とする絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(以下「ワシントン条約」という。)附属書IIに掲げる種に属する動物(第1の表中三の9の(1)に掲げる国を除く國又は地域の項に掲げるもの及びジンベイザメ、ウバザメ、ホホジロザメ、タツノオトシゴ属全種を除く。)又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物(卵、種子、球根、果実(果皮を含む。)、はく製又は加工品をいう。以下同じ。)(植物の個体の一部及び派生物にあっては、附属書IIにより特定されるものに限る。)並びに三の9の(3)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く國又は地域を船積地域とし、かつ、同条約附属書IIIに掲げる国を原産地とする附属書IIIに掲げる種に属</p>

<p>地域を船積地域とし、かつ、同条約附属書IIIに掲げる国を原産地とする附属書IIIに掲げる種に属する動物又は植物並びに附属書IIIにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物</p> <p>2・3 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第一項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(3)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(3)までの区分に応じそれぞれに定める督監の権限の提出とする。</p> <p>7 1 6 (略)</p> <p>(6) (1) (5) (略)</p> <p>次の表の一の項の第一欄に掲げる国を原産地とする動物若しくは植物又は同表の一の項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動物若しくは植物であつて、当該第一欄に掲げる国の一項の第三欄に掲げる種に属するもの(二の表の第一中三の9の(1)に掲げる国を除く國又は地域の項に掲げるものの並びにヨゴレ、アカシュモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、ウバザメ、ホホジロザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。)並びにこれらの個体の一部及び派生物(ワシントン条約附属書IIに掲げる種に属する動物の個体の一部及び派生物にあっては附属性書IIにより特定されるものに、同条約附属書IIに掲げる種に属する動物又は植物の個体の一部及び派生物にあっては附属性書IIIにより特定されるものに限る。)のうち、当該第一欄に掲げる国の一項の第四欄に掲げるもの(二の表の第二に基づき一号承認を受けるべきもの並びに7の(7)及び(8)に准づき経済産業</p>	<p>する動物又は植物並びに附属書IIIにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物</p> <p>2・3 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第一項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(3)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(3)までの区分に応じそれぞれに定める督監の権限の提出とする。</p> <p>7 1 6 (略)</p> <p>(6) (1) (5) (略)</p> <p>次の表の一の項の第一欄に掲げる国を原産地とする動物若しくは植物又は同表の一の項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動物若しくは植物であつて、当該第一欄に掲げる国の一項の第三欄に掲げる種に属するもの(二の表の第一中三の9の(1)に掲げる国を除く國又は地域の項に掲げるものの並びにジンベイザメ、ウバザメ、ホホジロザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。)並びにこれらの個体の一部及び派生物(ワシントン条約附属書IIに掲げる種に属する動物又は植物の個体の一部及び派生物にあっては附属性書IIにより特定されるものに、同条約附属書IIに掲げる種に属する動物又は植物の個体の一部及び派生物にあっては附属性書IIIにより特定されるものに限る。)のうち、当該第一欄に掲げる国の一項の第四欄に掲げるもの(二の表の第二に基づき一号承認を受けるべきもの並びに7の(7)及び(8)に准づき経済産業</p>
--	--

二の表の第2に基づき「号承認を受けるべきもの並びに7の(7)及び(8)に基づき經濟産業大臣の確認を受けなければならないものを除く。」を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、經濟産業大臣の確認を受けなければならぬ。

大臣の確認を受けなければならないものを除く。」を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、經濟産業大臣の確認を受けなければならない。

図

(略)
(7) ワシントン条約附屬書IIに掲げる種に属する生きている動物(二の表の第1中三の9の(1)に掲げる国を除く國又は地域の項に掲げるもの並びにヨゴレ、アカシヨモクザメ、ホジロサメ、ニシンネズミザメ、シロシユモクザメ、ウバザメ、ホホジロサメ、ニシンネズミザメ、ジンベイザメ及びタツノオトシゴの属金種を除く。)及び同条約附屬書IIIに掲げる種に属する生きている動物(当該動物地とするものに限る。)であつて、二の表の第2に基づき二号承認を受けるべきもの及び前確認を受けるべきもの以外のものと見做す者には、別に定めるところにより經濟産業大臣の確認を受けなければならない。

大臣の確認を受けなければならないものを除く。」を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、經濟産業大臣の確認を受けなければならない。

8 (略)

次の(1)から(8)までの貨物を輸入する場合は、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十一条の許可(輸入の許可前に貨物を引き取らうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保稅蔵置場又は保稅工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三條の三第一項(同法第六十二条において準用する場合を含む。)の承認)を受ける前に、それぞれ(1)から(8)までに定める書類を税關に提出しなければならない。

(略)
(1)(1) (3) (8) (11) (略)
二の表の第1のくるまぐろ(大西洋又は地中海において蓄養された生鮮又は冷蔵のくるまぐろに限る。)の二号承認を要しない國又は地域は、次のとおりとする。
アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、オーストリア、バルバドス、ベルギー、ベリーズ、パミヨーダ諸島、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、カーボヴェルデ、中華人民共和国(香港及びマカオを含む。)、コートジボワール、クロアチア、キュラソー島、キプロス、チエコ、デンマーク、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、イヤシラードマラ、ギニア、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、大韓民国、ラトビア、リベリア、リビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、モーリタニア、メキシコ、モロッコ、ナミビア、ナミibia、オランダ、ニカラグア、ナイジエリア、ノルウェー、ペルー、フィリピン、ボーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サンビエール島・ミクロン島セントピニセント、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ

9 (略)

二の表の第1のくるまぐろ(大西洋又は地中海において蓄養された生鮮又は冷蔵のくるまぐろに限る。)の二号承認を要しない國又は地域は、次のとおりとする。
アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、オーストリア、バルバドス、ベルギー、ベリーズ、パミヨーダ諸島、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、カーボヴェルデ、中華人民共和国(香港及びマカオを含む。)、コートジボワール、クロアチア、キュラソー島、キプロス、チエコ、デンマーク、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、イヤシラードマラ、ギニア、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、大韓民国、ラトビア、リビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、モーリタニア、メキシコ、モロッコ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ナイジエリア、ノルウェー、ペルー、フィリピン、ボーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、シエラレオネ、サンビエール島・ミクロン島セントピニセント、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ

8 (略)

次の(1)から(8)までの貨物を輸入する場合は、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十一条の許可(輸入の許可前に貨物を引き取らうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保稅蔵置場又は保稅工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三條の三第三項(同法第六十二条において準用する場合を含む。)の承認)を受ける前に、それぞれ(1)から(8)までに定める書類を税關に提出しなければならない。

(略)
(2)(1)(3) (8) (11) (略)
二の表の第1のくるまぐろ(大西洋又は地中海において蓄養された生鮮又は冷蔵のくるまぐろに限る。)の二号承認を要しない國又は地域は、次のとおりとする。
アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、オーストリア、バルバドス、ベルギー、ベリーズ、パミヨーダ諸島、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、カーボヴェルデ、中華人民共和国(香港及びマカオを含む。)、コートジボワール、クロアチア、キュラソー島、キプロス、チエコ、デンマーク、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、イヤシラードマラ、ギニア、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、大韓民国、ラトビア、リビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、モーリタニア、メキシコ、モロッコ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ナイジエリア、ノルウェー、ペルー、フィリピン、ボーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、シエラレオネ、サンビエール島・ミクロン島セントピニセント、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ

(3) オネ
(6) スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリナム、スウェーデン、シリヤ、台湾、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、英國、アメリカ合衆国、
（略）
ウルグアイ、バヌアツ、ベネズエラ

(3) パキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、シリ
(6) ナム、スウェーデン、シリヤ、台湾、トリニダード・トバ
（略）
ゴ、チュニジア、トルコ、英國、アメリカ合衆国、ウルグ

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

官報

〔政令〕

- 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第二条第二号の海域を定める政令(三〇一)
- 排他的経済水域における漁業等に関する法律施行令の一部を改正する政令(三〇二)
- 社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件(金融庁・法務・財務四)
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の四第一号イ及びロの規定に基づく主務大臣が定める市町村を定める件(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一〇)
- 薬事法第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件(厚生労働三五)
- 薬事法施行規則第一条第三項第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品の一部を改正する件(同三五二)
- 司法試験法施行規則の一部を改正する省令(法務二六)
- 航空機工業振興法施行規則の一部を改正する省令(経済産業四五)
- 環境省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令の一部を改正する省令(環境二六)
- 総合特別区域法第十八条第一項に規定する指定金融機関を指定した件(内閣府二五八)
- 総合特別区域法第五十六条第一項に規定する指定金融機関を指定した件(同二五九)

〔告示〕

- 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地、その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件(経済産業一八七)
- 気象測器の型式を証明した件(気象庁六)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣
財務省

〔皇室事項〕

〔官房報告〕

官房事項

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について(金融厅)

労 働

争議行為の通知の公表について
(厚生労働省)
最低賃金の改正決定に関する公示
(愛媛労働局最低賃金公示一)

〔公 告〕

諸事項

官房
財團関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、免責、特別清算、再生関係、
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第三〇三号)(農林水産省)

1 排他的経済水域における漁業等に関する法律(平成八年法律第七四号)第二条第二号の政令で定める海域として、二つの海域を定めることとした。(本則関係)
2 この政令は、平成二六年一〇月一日から施行することとした。

◇排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(平成八年法律第七六号)以下「法」という。第三条から第一三条までの規定を、特定大陸棚の定着性種族に係る漁業等に準用するに当たり、所要の技術的読替えを整備することとした。(第五条第一項関係)
1 法の規定において、政令で定めることとされる事項について、特定大陸棚の定着性種族に係る漁業等に準用するに当たり、所要の規定を整備することとした。(第五条第二項関係)
2 この政令は、平成二六年一〇月一日から施行することとした。

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣
財務省

〔皇室事項〕

〔官房報告〕

官房事項

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について(金融厅)

労 働

争議行為の通知の公表について
(厚生労働省)
最低賃金の改正決定に関する公示
(愛媛労働局最低賃金公示一)

〔公 告〕

諸事項

官房
財團関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、免責、特別清算、再生関係、
会社その他

○金融庁
財務省告示禁固印

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十回条第一項第十二号の規定に基づつき、平成十五年（金融庁）財務省告示第二号（社債、株式等の振替に関する法律第四十回条第一項第十三号の規定に基づき）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月十一日

「H・B・Y-E-U-N-A-G-E」
「H・B・Y-E-U-N-A-G-E」

ドイツ連邦共和国 フランクフルトアムマイン市 ドイツ連邦共和国 フランクフルトアムマイン市
ハッセ^{三十一} ドイツ^{十四}-^{一十六}

改める。

平成二十六年九月十一日

金融庁長官 稲葉 清忠
財務大臣臨時代理 黒崎みどり

○厚生労働省告示第三百五十三号
薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一条第三項第五号の規定に基づつき、薬事法施行規則第一項第三項第五号の規定に基づき特別の注意を要するものについて厚生労働大臣が指定する第一類医薬品（平成二十一年厚生労働省告示第二百三十号）の一部を次のようにより改正する。

平成二十六年九月十一日

無機薬品及び有機薬品の項中第五十一号を「第五十一号」とし、第四十二号から第五十号までを「第一号」から「第四十二号」の次に次の「第一号」を加える。

四十一 ベクロメタゾンプロピオノ酸エステル

○農林水産省、厚生労働省、経済産業省告示第十号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年農林水産省、厚生労働省、令第一号）第七条の四第一号イ及びロの規定に基づつき、主務大臣が定める市町村を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十六年九月十二日

財務大臣臨時代理

國務大臣

厚生労働大臣 山本 春苗

農林水産大臣 塩崎 恭久

経済産業大臣 西川 公也

厚生労働大臣 小淵 勝也

農林水産大臣 須崎 勝夫

環境大臣 鈴木 義夫

厚生労働大臣 塩崎 恭久

農林水産大臣 西川 公也

経済産業大臣 小淵 勝也

環境大臣 鈴木 義夫

厚生労働大臣 塩崎 恭久

農林水産大臣 西川 公也

経済産業大臣 小淵 勝也

環境大臣 鈴木 義夫

厚生労働大臣 塩崎 恭久

農林水産大臣 西川 公也

経済産業大臣 小淵 勝也

環境大臣 鈴木 義夫

厚生労働大臣 塩崎 恭久

農林水産大臣 西川 公也

経済産業大臣 小淵 勝也

環境大臣 鈴木 義夫

厚生労働大臣 塩崎 恭久

農林水産大臣 西川 公也

経済産業大臣 小淵 勝也

環境大臣 鈴木 義夫

〔次のもつ〕は、省略。その関係書類を環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイ

クル推進室、経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課、財務省理財局総務課たゞに塩事業室、厚

生労働省医政局経済課及び農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品安全産業環境対策室に備え置

いて継続供する。〕

○厚生労働省告示第三百五十一号

（昭和三十五年法律第四十五号）第二十六条の七第一項第一号及び第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六

年九月十五日から適用する。ただし、この告示による改正後の別表第三百五十三号の規定に基づき、平成二十六年九月十一日

別表第一中第二十一号を第一回とし、第四号から第一回までを一回ずつ繰り下げる。第三次の

次に第一次の「第一号」を加える。

四 オキシコナノール。ただし、「^盛カノジタ治療剤」と記す。

別表第三無機薬品及び有機薬品の項第三十五号中「オキシコナノール」の下に「ただし、^盛カ」

ジタ治療薬を除く」を削り、「同項中第一回十五号を第二回十五号として、第一回十五号の次に次の「第一号」を加える。

一回目 クロメタゾンプロピオノ酸エストル

○厚生労働省告示第三百五十一号
薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一条第三項第五号の規定に基づき、薬事法施行規則第一項第三項第五号の規定に基づき特別の注意を要するものについて厚生労働大臣が指定する第一類医薬品（平成二十一年厚生労働省告示第二百三十号）の一部を次のようにより改正する。

平成二十六年九月十一日

無機薬品及び有機薬品の項中第五十一号を「第五十一号」とし、第四十二号から第五十号までを「第一号」から「第四十二号」の次に次の「第一号」を加える。

四十一 ベクロメタゾンプロピオノ酸エステル

○農林水産省告示第六号

薬事法施行規則（昭和三十七年法律第六十号）第二十一条第一項の規定に基づき、次のとおり改正する。

平成二十六年九月十一日

別表第一中第二十一号を第一回とし、第四号から第一回までを一回ずつ繰り下げる。第三次の

次に第一次の「第一号」を加える。

四 オキシコナノール。ただし、「^盛カノジタ治療剤」と記す。

別表第三無機薬品及び有機薬品の項第三十五号中「オキシコナノール」の下に「ただし、^盛カ」

ジタ治療薬を除く」を削り、「同項中第一回十五号を第二回十五号として、第一回十五号の次に次の「第一号」を加える。

一回目 クロメタゾンプロピオノ酸エストル

○気象庁告示第六号

氣象業務法（昭和三十七年法律第六十号）第二十一条第一項の規定に基づき、次のとおり改正する。

平成二十六年九月十一日

測驗の型式について型式証明をしたので、氣象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第一回五号）

第十一回条第一号の規定に基づき、勘定する。

四一 気象測器の種類及び型式

型式証明を受けた者の住所

型式証明を受けた者の氏名又は名称

をした日

平成二十六年八月二十七日

○気象庁告示第六号

氣象業務法（昭和三十七年法律第六十号）第二十一条第一項の規定に基づき、次のとおり改正する。

平成二十六年九月十一日

測驗の型式について型式証明をしたので、氣象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第一回五号）

第十一回条第一号の規定に基づき、勘定する。

四一 気象測器の種類及び型式

型式証明を受けた者の住所

型式証明を受けた者の氏名又は名称

をした日

平成二十六年八月二十七日